

令和元年度補正、令和2年度第三次補正（特別枠含む）

「サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）」

## よくある質問 ＜交付申請について＞

### 【更新履歴】

2021/04/07：新規作成

2021/08/10：回答 4、質問 46 電子納税証明書について更新

質問 1 : どのような事業者が補助対象となりますか。

質問 2 : どのような経費が補助対象となりますか。

質問 3 : 交付申請の公募期間を教えてください。

質問 4 : 交付申請時に必要な添付書類を教えてください。

質問 5 : 「法人の履歴事項全部証明書」「住民票」に有効期限はありますか。

質問 6 : 交付申請で同一の事業者は何回まで応募できますか。

質問 7 : 開業したばかりの事業者も交付申請できますか。

質問 8 : 過去の IT 導入補助金にて補助金を交付されました。IT 導入補助金 2021 にて申請可能ですか。

質問 9 : IT 導入支援事業者が補助事業者として交付申請することは可能ですか。

質問 10 : ホームページ制作は補助対象ですか。

質問 11 : 運用中の EC サイトをリニューアルする場合は、補助対象になりますか。

質問 12 : リースは補助対象となりますか。

質問 13 : ハードウェアは補助対象となりますか。

質問 14 : なぜハードウェア（レンタル）のみでは申請できないのですか。

質問 15 : 国の他の助成金・補助金との併用が可能ですか。

質問 16 : 自社の業種はどのように確認すればいいですか。

質問 17 : 自社の業種が複数となる場合、どの業種を記入すればいいですか。

質問 18 : 社会福祉法人の場合は、資本金欄に何を入力すればいいですか。

質問 19 : 会社法人等番号と法人番号は同じものですか。

質問 20 : 個人事業主のため、法人番号がありません。どのように記載すればいいですか。

質問 21 : 個人事業主ですが、専従者は従業員に含まれますか。

質問 22 : 個人事業主として交付申請を行う予定です。旧姓で事業を行っているため、添付書類と申請上の姓名が一致しませんが、どうすればいいですか。

質問 23 : 特別枠 (C・D 類型) において遡及申請を行う場合の注意点を教えてください。

質問 24 : 労働生産性指標の計画数値の入力は 4 月～翌年 3 月の期間を算出するのですか。

質問 25 : 開業したばかりのため実績値が 1 年間分に満たない場合、労働生産性指標や給与支給総額の実績値はどのように入力すればいいですか。

質問 26 : 事業計画書に記載した労働生産性向上や独自指標の目標が未達だった場合、交付が取り消されることはありますか。

質問 27 : 賃上げ要件が適用外となる場合、給与支給総額や事業場内最低賃金にかかる事業計画の策定は必要ですか。

質問 28 : 申請要件に記載されている賃金引上げについて、いつ時点の賃金をもとに考えればいいですか。交付申請時点での賃金ですか。

質問 29 : 3 年の事業計画及び賃上げ表明は、個人事業主の場合どうしたらいいですか。

質問 30 : 3 年の事業計画及び賃上げ表明は、従業員がいない場合どうしたらいいですか。

質問 31 : 複数の事業所がありますが、事業場内最低賃金の賃上げ要件はどの事業所の最低賃金にて判断されますか。

質問 32 : 申請要件に記載されている賃金引上げについて、どのような申請内容であれば必須要件、あるいは加点項目となるのですか。

質問 33 : 加点項目にあるインボイス制度とは何か教えてください。

質問 34 : gBizID とは何か教えてください。

質問 35 : 「SECURITY ACTION」 とは何か教えてください。

質問 36 : 地域未来投資促進法の地域経済牽引事業計画とは何か教えてください。

質問 37 : 「地域未来牽引企業」 とは何か教えてください。

質問 38 : 「クラウドを利用した IT ツール導入の検討」 とは何か教えてください。

質問 39 : 「申請マイページ」 とは何か教えてください。

質問 40 : 携帯電話番号の登録が必須なのはなぜですか。また、事務局からはどのような連絡がくるのですか。

質問 41 : 事務局へ提出した交付申請の内容が誤っていたことに気付いたため、修正または削除したいのですが、どうしたらいいですか。

質問 42 : 交付申請の審査は、随時行うのですか。

質問 43 : 交付決定の通知はどのように行われるのですか。

質問 44 : 各締切回で不採択だった場合、次回以降の締切りまでに再申請可能ですか。

質問 45 : 事業実績報告とは何を報告するのですか。

質問 46 : 電子納税証明書は証憑として利用できますか。

質問 1 : どのような事業者が補助対象者となりますか。

回答 1 : 本補助金の補助対象者は、申請要件を満たしており、交付申請時点において、日本国内で法人登記（法人番号が指定され国税庁が管理する法人番号公表サイトにて公表されていること）され、日本国内で事業を営む法人または日本国内で事業を営む個人に限ります。

※詳しくは「IT 導入補助金 2021 公募要領 通常枠（A・B 類型）版」P3～11、

「IT 導入補助金 2021 公募要領 特別枠（C・D 類型）版」P6～15  
をご確認ください。

**質問 2**：どのような経費が補助対象となりますか。

**回答 2**：補助対象経費は、あらかじめ事務局に登録された IT ツール(事務局に登録された IT 導入支援事業者が提供するもの)の導入費用になります。

本事業において補助の対象となる IT ツールは補助事業者の労働生産性向上に資する「ソフトウェア」「オプション」「役務」からなり、下記のとおりカテゴライズされます。

- ・大分類Ⅰ「ソフトウェア」  
「単体ソフトウェア」「連携型ソフトウェア(C 類型申請用)」
- ・大分類Ⅱ「オプション」  
「機能拡張」「データ連携ツール」「セキュリティ」
- ・大分類Ⅲ「役務」  
「導入コンサルティング」「導入設定・マニュアル作成・導入研修」  
「保守サポート」「ハードウェアレンタル(C・D 類型申請用)」

**質問 3**：交付申請の公募期間を教えてください。

**回答 3**：交付申請の公募期間は、下記の日程にて予定しております。

2021 年 4 月 7 日（水）受付開始～ ※終了時期は別途ご案内します。

本事業の公募は、複数回の締切りを設け、それまでに受け付けた申請を審査し、交付決定を行う予定です。

詳細なスケジュールはホームページをご確認ください。

**質問 4**：交付申請時に必要な添付書類を教えてください。

**回答 4**：法人の場合

- ・実在証明書：履歴事項全部証明書(発行から 3 か月以内のもの)
- ・事業継続確認書類：税務署の窓口で発行された直近分の法人税の納税証明書  
（「その 1」もしくは「その 2」）

をご提出ください。

※電子納税証明書の場合

・PDF 形式にて発行されたフォーマット（窓口発行の納税証明書と同一フォーマット）であれば、窓口発行の納税証明書と同様に、交付申請時の提出書類としてご利用頂けます。

・XML 形式で発行された「納税証明データシート等」は認められませんのでご注意ください。

## 個人事業主の場合

- ・本人確認書類：(有効期限内の) 運転免許証もしくは運転経歴証明書もしくは住民票（発行から3か月以内のもの）
- ・事業継続確認書類1：税務署の窓口で発行された直近分の所得税の納税証明書（「その1」もしくは「その2」）
  - ※電子納税証明書の場合
    - ・PDF形式にて発行されたフォーマット（窓口発行の納税証明書と同一フォーマット）であれば、窓口発行の納税証明書と同様に、交付申請時の提出書類としてご利用頂けます。
    - ・XML形式で発行された「納税証明データシート等」は認められませんのでご注意ください。
- ・事業継続確認書類2：税務署が受領した直近分の確定申告書Bの控え（令和2年（2020年）分）
  - ※ただし、やむを得ない事情がある場合は令和元年分の提出も可能とする。

確定申告書は、税務署が受領したことが分かるもののみを対象とする。

- ・確定申告書第一表の控えに收受日付印が押印されていること。（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字されていること）
- ・自宅からのe-Taxによる申告の場合は「受信通知（メール詳細）」を添付すること
- ・收受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）又は受信通知（メール詳細）のいずれも存在しない場合は、提出する確定申告書類の年度の納税証明書（その2所得金額用）を提出することで代替とすることができる。その場合、納税証明書の添付の際に、納税証明書（その2所得金額用）を添付すること

**質問 5**：「法人の履歴事項全部証明書」「住民票」に有効期限はありますか。

**回答 5**：交付申請の提出日から遡って3か月以内に発行した写しをご提出ください。

**質問 6**：交付申請で同一の事業者は何回まで申請できますか。

**回答 6**：IT導入補助金2021の公募期間中、中小企業・小規模事業者等1法人・1個人事業主あたりA・B・C-1・C-2・Dタイプのうちいずれか1申請のみ申請（及び交付決定を受ける）いただけますが、同時に申請を行えるのは1タイプのみとします。ただし、いずれかの締切回で不採択となった場合や、辞退等で交付申請の取下げ（交付決定後の補助事業含む）を行っている場合はその限りではありません。なお、法人が申請を行う場合、支社や支店・営業所単位からの個別申請は受け付けられません。

また、交付決定を受けた事業者は、交付決定日から12ヶ月以内に同一事業（令和元年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業および令和2年度第三次補正サ

ービス等生産性向上 I T 導入支援事業) での申請は行えません。

**質問 7** : 開業したばかりの事業者も交付申請できますか。

**回答 7** : 申請要件を満たしていれば申請は可能ですが、交付申請時の必要書類が用意できない場合には申請できかねます。要件を満たす書類が用意できるかご確認ください。

**質問 8** : 過去の IT 導入補助金にて補助金を交付されました。IT 導入補助金 2021 にて申請可能ですか。

**回答 8** : 要件を満たすのであれば申請可能です。

なお、申請時点において、過去 3 年間に類似の補助金（平成 29 年度補正サービス等生産性向上 IT 導入支援事業、平成 30 年度 2 次補正サービス等生産性向上 IT 導入支援事業、令和元年度補正サービス等生産性向上 IT 導入支援事業（IT 導入補助金 2020 のみ）、令和 2 年度補正サービス等生産性向上 IT 導入支援事業（IT 導入補助金 2020 のみ）の交付を受けた事業者については審査上の減点措置を講じます。

ただし、IT 導入補助金 2020 で交付決定を受けた事業者は、交付決定日から 12 ヶ月以内に同一事業である IT 導入補助金 2021（令和元年度補正サービス等生産性向上 IT 導入支援事業および令和 2 年度第三次補正サービス等生産性向上 IT 導入支援事業）での申請は行えません。

※IT 導入補助金 2020 は、2020 年 3 月～2020 年 12 月に公募が行われた事業を指します。

**質問 9** : IT 導入支援事業者が補助事業者として交付申請することは可能ですか。

**回答 9** : 本事業の申請要件として、「IT 導入補助金 2021 において IT 導入支援事業者に登録されている事業者は対象外」となっておりますので、申請を行うことはできません。また、当該事業者の代表者、および役員の経営する企業等(もしくは個人事業主)が IT 導入補助金への交付申請を行うことはできません。

ただし、昨年度以前の事業において IT 導入支援事業者として登録しているが、今年度の事業において登録していない場合は、申請を行うことが可能です。

※詳しくは「公募要領 2-2-2 申請の対象外となる事業者」をご確認ください。

**質問 10** : ホームページ制作は補助対象ですか。

**回答 10** : ホームページ制作は A・B・C・D 類型で補助対象外となります。

EC サイトについてはスクラッチ開発に該当するため A・B 類型では補助対象外ですが、対人接触の機会を低減するような業務の非対面化への取り組みを支援する目的で C・D 類型では補助対象となります。

**質問 11** : 運用中の EC サイトをリニューアルする場合は、補助対象になりますか。

**回答 11** : C・D 類型において EC サイトは新規作成のみ補助対象となります。

既存 EC サイトのリニューアルは補助対象とはなりません。

既存のホームページをリニューアルすることで新たに EC 機能を実装する場合、新規で導入された部分のみが対象となります。

質問 12 : リースは補助対象となりますか。

回答 12 : リースは補助対象外となります。

質問 13 : ハードウェアは補助対象となりますか。

回答 13 : ハードウェアの購入・リースは対象外で、導入するソフトウェアの利用に必要なハードウェアのレンタル費用は、IT 導入支援事業者により事務局に登録された IT ツールのみが特別枠 (C・D 類型) で補助対象となっており、ハードウェアの活用で業務の非対面化を実現する必要があります。

質問 14 : なぜハードウェア (レンタル) のみでは申請できないのですか。

回答 14 : IT 導入補助金は、生産性向上に資する市販のソフトウェアの導入支援を目的とした事業であるため、ハードウェアのみでの申請は不可です。

質問 15 : 国の他の助成金・補助金との併用が可能ですか。

回答 15 : 国の他の助成金・補助金との併用は不可です。

ただし、補助対象となる事業内容 (サービス・ソフトウェア、経費等) が重複しない場合は申請が可能です。

質問 16 : 自社の業種はどのように確認すればいいですか。

回答 16 : 政府統計ポータルサイトの e-Stat より、ご自身の事業が該当する大分類をご確認ください。

また、公募要領通常枠 (A・B 類型) 版 P.4、公募要領特別枠 (C・D 類型) 版 P.7 の表に当てはめて申請対象かご判断ください。

<e-Stat>

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

質問 17 : 自社の業種が複数となる場合、どの業種を記入すればいいですか。

回答 17 : 複数の業種に分類される事業を行っている場合、直近の決算書において「売上高」が大きいものを主たる業種としてご判断ください。

質問 18 : 社会福祉法人の場合は、資本金欄に何を入力すればいいですか。

回答 18 : 会社基本情報の資本金欄には、基本金を資本金と読み替えることとして「第一号基本金」「第二号基本金」「第三号基本金」の合計金額をご記載ください。



**質問 19** : 会社法人等番号と法人番号は同じものですか。

**回答 19** : 会社法人等番号と法人番号は別の番号となり、本補助金事業においては「法人番号」が必要となります。

「法人番号指定通知書」記載の 13 桁の番号となりますので、ご注意ください。

**質問 20** : 個人事業主のため、法人番号がありません。どのように記載すればいいですか。

**回答 20** : 個人事業主の場合「法人番号」の記載は不要です。

法人番号に代わり、個人事業主の生年月日をご登録いただく必要があります。

**質問 21** : 個人事業主ですが、専従者は従業員に含まれますか。

**回答 21** : 専従者は従業員数に含まれません。

**質問 22** : 個人事業主として交付申請を行う予定です。旧姓で事業を行っているため、添付書類と申請上の姓名が一致しませんが、どうすればいいですか。

**回答 22** : 交付申請をする際の姓名は本人確認書類に記載された姓名をご使用ください。

事業継続確認書類 1、事業継続確認書類 2 と申請上の姓名に相違が出てしまう場合は、姓名の変更がわかる書類を本人確認書類と一緒に添付してください。

**質問 23** : 特別枠（C・D 類型）において遡及申請を行う場合の注意点を教えてください。

**回答 23** : 遡及申請（2021年1月8日以降にITツールの契約を行ったITツールを補助対象とする申請）を行う場合であっても、交付申請時点でIT導入支援事業者及びITツールが事務局に登録されている必要があります。登録審査に必要な審査期間はIT導入支援事業者またはITツールによって異なるため、遡及申請をお考えの場合は、早めの登録申請をIT導入支援事業者へご相談ください。

**質問 24** : 労働生産性指標の計画数値の入力は4月～翌年3月の期間を算出するのですか。

**回答 24** : 原則として、4月～翌年3月の数値の入力をお願いしていますが、決算期等の理由により算出が困難な場合は、各年度の算出期間を申請者の決算期等に置き換えてご算出ください。

なお、今後の効果報告等に関しても同期間で算出する必要があります。

**質問 25** : 開業したばかりのため実績値が1年間分に満たない場合、労働生産性指標や給与支給総額の実績値はどのように入力すればいいですか。

**回答 25** : 直近決算期が1年に満たない場合、1年分に換算した数値または直近の1期前の1年分の実績値を入力してください。（実績値が1年間分に満たないと正しい計画が策定できません。）

なお、交付申請時の必要書類が用意できない、必須項目の数値を入力できない場合は申請できかねます。

**質問 26** : 事業計画書に記載した労働生産性向上や独自指標の目標が未達だった場合、交付が取り消されることはありますか。

**回答 26** : 基本的には、未達でも補助金の交付が取り消されることはありませんが、計画数値は達成できるよう事業を進めてください。  
※事業を実施していないことによる目標未達の場合は、補助金の交付取り消しとなる可能性もあります。

**質問 27** : 賃上げ要件が適用外となる場合、給与支給総額や事業場内最低賃金にかかる事業計画の策定は必要ですか。

**回答 27** : 賃上げ要件が適用外となる場合も、給与支給総額にかかる事業計画を策定し、入力いただく必要がございます。

**質問 28** : 申請要件に記載されている賃金引上げについて、いつ時点の賃金をもとに考えればいいですか。交付申請時点での賃金ですか。

**回答 28** : 交付申請時点の直近決算における給与支給総額になります。

**質問 29** : 3年の事業計画及び賃上げ表明は、個人事業主の場合どうしたらいいですか。

**回答 29** : 個人事業主が将来的に従業員を雇う予定の場合、賃上げの事業計画や従業員への表明につきましては将来的な雇用に向けて、書面や規約をご用意ください。

**質問 30** : 3年の事業計画及び賃上げ表明は、従業員がいない場合どうしたらいいですか。

**回答 30** : 従業員無しの場合、1.5%の賃上げは役員報酬にかかりますので事業計画を策定してください。  
事業終了後3年間に従業員を雇用した場合に、その従業員に表明していただくことを、書面や規約でご用意ください。

**質問 31** : 複数の事業所がありますが、事業場内最低賃金の賃上げ要件はどの事業所の最低賃金にて判断されますか。

**回答 31** : 交付申請時に、主たる事業所を申請者自身にて選定し、事業場内最低賃金についても、その主たる事業所の金額にて判断します。  
なお、主たる事業所の考え方については、売上の比率や従業員規模等から、主たる事業所だと認識している事業所を選定ください。

**質問 32** : 申請要件に記載されている賃金引上げについて、どのような申請内容であれば必須要件、あるいは加点項目となるのですか。

**回答 32** : 通常枠においては、A 類型(補助申請額 30 万～150 万円未満)を申請する事業者は加点項目となり、B 類型(補助申請額 150 万～450 万円以下)を申請する事業者

は申請要件(必須要件)となります。

特別枠 C 類型においては、C-1 類型(補助申請額 30 万～300 万円未満)を申請する事業者は加点項目となり、C-2 類型(補助申請額 300 万～450 万円以下)を申請する事業者は申請要件(必須要件)となります。

また、特別枠 D 類型 (補助申請額 30 万～150 万円以下)を申請する事業者は加点項目となります。

加点項目である場合、賃上げ目標が未達であっても補助金の返還を求めません。

**質問 33** : 加点項目にあるインボイス制度とは何か教えてください。

**回答 33** : 2019 年 10 月の消費税増税に伴い軽減税率も同時に導入され、現在、2 種類の税率が存在しています。そのため、政府は取引の透明性を高めつつ、「誰がいつ、何を、税率何%で、合計いくらで販売した」といった正確な経理処理ができるよう、2023 年から「インボイス制度」の導入を決定しました。このインボイス制度に対応しているソフトウェアが加点対象になります。インボイス制度に対応した機能詳細については、IT 導入支援事業者にお問い合わせください。

**質問 34** : gBizID とは何か教えてください。

**回答 34** : 複数の行政サービスを 1 つのアカウントにより利用することのできる認証システムで、経済産業省及び中小企業庁では利用を推奨しています。

本 IT 導入補助金 2021 の交付申請においては、「gBizID プライム」アカウント (ID・パスワード等) が必要となります。

(参考) gBizID ホームページ : <https://gbiz-id.go.jp>

**質問 35** : 「SECURITY ACTION」とは何か教えてください。

**回答 35** : 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が実施する、中小企業・小規模事業者等自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度です。

本事業の申請にあたっては、「★ 一つ星」または「★★ 二つ星」いずれかの宣言を行う必要がございます。

・「SECURITY ACTION」の概要説明

<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/it-hojo.html>

・「SECURITY ACTION」の申込み URL

<https://security-shien.ipa.go.jp/security/entry/index.html>

・問い合わせ先：独立行政法人情報処理推進機構 (IPA)

T E L : 03-5978-7508

お問合せ時間：9:30～12:30、13:30～17:30/月曜～金曜 (土・日・祝日除く)

お問合せフォーム : <https://security-shien.ipa.go.jp/portal/inquiry/index.html>

質問 36 : 地域未来投資促進法の地域経済牽引事業計画とは何か教えてください。

回答 36 : 地域未来投資促進法（平成 19 年法律第 40 号）は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取り組みを支援するものです。

地方公共団体が策定した基本計画に基づき、事業者が策定する地域経済牽引事業（※）計画を、都道府県が承認いたします。

※地域経済牽引事業の定義

①地域の特性を生かして、②高い付加価値を創出し、③地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす事業

<地域未来投資促進法の参照 URL>

[https://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/chiikimiraitoushi.html](https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html)

・制度全体に関する問い合わせ先

経済産業省 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課 地域未来投資促進室  
電話 : 03-3501-1587

・また、最寄りの経済産業局等でも御相談に応じています。

北海道経済産業局 地域未来投資促進室（地域経済部地域経済課内）

電話 : 011-709-2311（内線 2553）

東北経済産業局 地域未来投資促進室（地域経済部地域経済課内）

電話 : 022-221-4876

関東経済産業局 地域未来投資促進室（地域経済部企業立地支援課内）

電話 : 048-600-0272

中部経済産業局 地域未来投資促進室

東海担当（地域経済部地域振興室内）

電話 : 052-951-2716

北陸担当（電力・ガス事業北陸支局地域経済課内）

電話 : 076-432-5518

近畿経済産業局 地域未来投資促進室（地域経済部地域開発室内）

電話 : 06-6966-6012

中国経済産業局 地域未来投資促進室（産業部産業振興課内）

電話 : 082-224-5638

四国経済産業局 地域未来投資促進室（地域経済部新規事業室内）

電話 : 087-811-8516

九州経済産業局 地域未来投資促進室（地域経済部企業成長支援課内）

電話 : 092-482-5435

**質問 37**：「地域未来牽引企業」とは何か教えてください。

**回答 37**：経済産業省において、地域未来投資促進法における地域経済牽引事業の担い手の候補としてこれまでに全国で 4,700 者の企業や団体を選定。選定された「地域未来牽引企業」は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者等に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域の経済成長を力強く牽引する事業を更に積極的に展開されること、または、今後取り組まれることが期待されています。

・地域未来牽引企業 参照 URL

[https://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/chiiki\\_kenin\\_kigyuu/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiiki_kenin_kigyuu/index.html)

・問い合わせ先：

経済産業省 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課 地域未来投資促進室  
電話 03-3501-1587

**質問 38**：「クラウドを利用した IT ツール導入の検討」とは何か教えてください。

**回答 38**：2018 年 6 月 7 日各府省庁情報化統括責任者（CIO）連絡会議で決定された「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」のクラウド・バイ・デフォルト原則に基づき、クラウドツールの導入を促進しております。

<政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針参照 URL>

[https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/cloud\\_policy\\_20210330.pdf](https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/cloud_policy_20210330.pdf)

**質問 39**：「申請マイページ」とは何か教えてください。

**回答 39**：本事業において、申請者（中小企業・小規模事業者等）が各種申請等や各種手続き等を行うポータルサイトの呼称です。

申請手続きに加え、申請した事業者情報の変更や事務局からの通知、連絡を受けることができます。

**質問 40**：携帯電話番号の登録が必須なのはなぜですか。また、事務局からはどのような連絡がくるのですか。

**回答 40**：登録された携帯電話番号宛にショートメッセージサービス（SMS）にて、申請に必要なパスワードなどの通知を行います。また、提出された申請内容、実績報告内容等について、事務局から連絡を入れる場合もあります。

**質問 41**：事務局へ提出した交付申請の内容が誤っていたことに気付いたため、修正または

削除したいのですが、どうしたらいいですか。

**回答 41** : 公募要領にも記載のとおり、一度ご提出いただいた内容は修正できません。  
また、交付申請の結果が公表されるまでは取下げることもできません。

**質問 42** : 交付申請の審査は、随時行うのですか。

**回答 42** : 随時の審査ではございません。各締切り回毎に審査を行います。

**質問 43** : 交付決定の通知はどのように行われるのですか。

**回答 43** : 事務局から補助事業者担当者メールアドレス宛てに「交付決定」通知をメールでお送りいたします。あわせて、IT 導入支援事業者に対しても、補助事業者の交付決定に係る情報を通知します。  
なお、「交付決定通知書」は「申請マイページ」よりダウンロードいただき、補助事業者において保存してください。

**質問 44** : 各締切り回で不採択だった場合、次回以降の締切りまでに再申請可能ですか。

**回答 44** : 各締切り回で公表される採択結果にて不採択となった場合や、交付決定後に申請の取下げを行った場合でも、次回以降の締切りまでに再申請は可能です。

**質問 45** : 事業実績報告とは何を報告するのですか。

**回答 45** : 交付決定を受けた申請内容に基づき IT ツールを導入したことを事務局へ報告します。具体的な手続き方法等は、追って公開予定の「事業実績報告の手引き」をご確認ください。  
また、支払い証憑として補助事業者が支払ったことを示す書類(振込明細等)等の添付が必要となります。

**質問 46** : 電子納税証明書は証憑として利用できますか。

**回答 46** : PDF 形式にて発行されたフォーマット（窓口発行の納税証明書と同一フォーマット）であれば、窓口発行の納税証明書と同様に、交付申請時の提出書類としてご利用頂けます。  
※XML 形式で発行された「納税証明データシート等」は認められませんのでご注意ください。